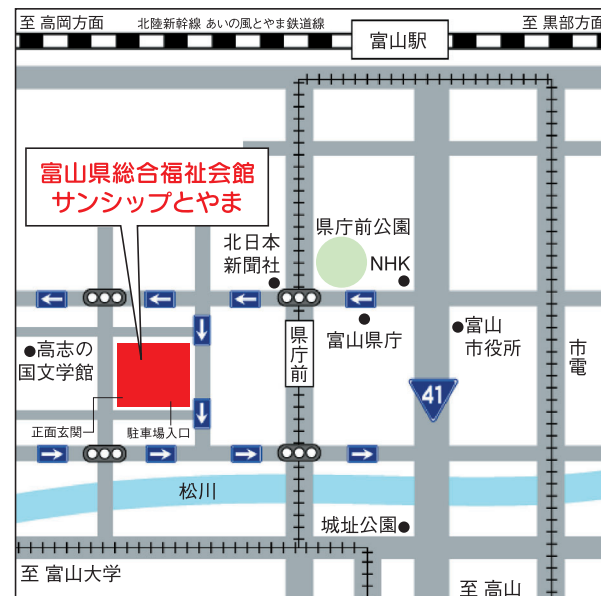


潜在保育士就職準備金等貸与制度のご案内

A B C お問い合わせ先

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
富山県健康・福祉人材センター

【住 所】〒930-0094 富山市安住町5-21
富山県総合福祉会館(サンシップとやま)2階
【TEL】076-432-6156
【URL】<https://www.toyama-shakyo.or.jp/jinzai/>
【E-mail】jinzai-center@wel.pref.toyama.jp



潜在保育士さん
保育所等を
応援します

よしやるぞ保育士!



新たに保育士として就業する方への貸与

A

A.潜在保育士就職準備金貸与

貸与対象者

県内に住民登録のある保育士のうち、3か月以上保育士として勤務していない又は保育士として勤務した経験がない者で、県内の保育所等に新たに勤務する者

貸与額 200,000円以内 ※2年間従事すると全額返還免除



B

B.未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与

貸与対象者

未就学児を持つ県内に住民登録のある保育士のうち、3か月以上保育士として勤務していない又は保育士として勤務した経験がない者で、県内の保育所等に新たに勤務する者

貸与額 保育料の半額(月額27,000円以内) ※2年間従事すると全額返還免除



保育所(園)への貸与

C

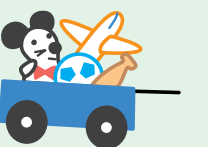
C.保育補助者雇上費貸与

貸与対象者

・保育補助者を雇用し、保育士の労働環境改善に取り組んでいる県内の保育所等

貸与額 年額2,953,000円(上限)

※保育補助者が貸与期間中又は貸与終了後1年の間に保育士資格を取得すると全額返還免除



潜在保育士さん・保育所等を応援します

A B C 申請の流れ

人材センターへ相談
求職登録・求職活動



就職内定・決定
借用申請



審査・決定、
貸付金交付
保育所等での勤務開始



※次年度4月以降に勤務を開始する場合は事前にご相談ください。

A

潜在保育士就職準備金貸与

1.貸与対象者

保育士資格を持っている者のうち、3か月以上保育士として勤務していない者又は保育士として勤務した経験がなく、下記の条件にすべて該当する者

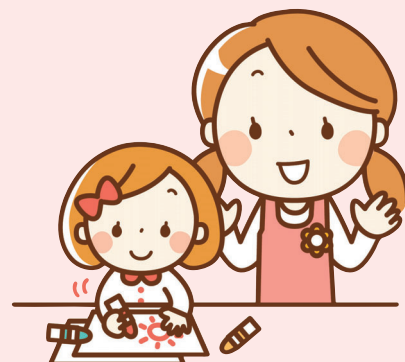
- (1) 富山県内（以下「県内」という）に住民登録をしている者
- (2) 保育士登録後3か月以上経過した者又は保育士登録からの期間が3か月未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から3か月以上経過した者
- (3) 以下に掲げる施設若しくは事業を離職後3か月以上経過した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者
 - ① 保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ② 家庭的保育事業
 - ③ 小規模保育事業
 - ④ 事業所内保育事業
 - ⑤ 幼稚園
- (4) 県内の以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という）に新たに勤務する者（週20時間以上の勤務）
 - ア 保育所
 - イ 「幼稚園」のうち次に掲げるもので、富山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という）が認めるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ウ 「認定こども園」のうち、会長が認めるもの
 - エ 「地域型保育事業」のうち、会長が認めるもの
 - オ 「病児保育事業」であって、届出を行ったもののうち、会長が認めるもの
 - カ 「一時預かり事業」であって、届出を行ったもののうち、会長が認めるもの
 - キ 「企業主導型保育事業」のうち、会長が認めるもの
- (5) 富山県健康・福祉人材センターに求職登録を行っている者

2.貸与について

貸与額 200,000円以内 貸与回数 一人当たり一回限り

3.返還免除について

県内の保育所等において、2年間児童の保護等に従事した場合



B

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸与

1.貸与対象者

保育士資格を持っている者のうち、未就学児を持つ保育士であって、下記の条件にすべて該当する者

- (1) 県内に住民登録をしている者
- (2) 以下に掲げる施設若しくは事業を離職後3か月以上経過した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者。ただし、県外で保育士として従事していた場合はこの限りではない。
 - ① 保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ② 家庭的保育事業
 - ③ 小規模保育事業
 - ④ 事業所内保育事業
 - ⑤ 幼稚園
- (3) 県内の保育所等に新たに勤務する者（週20時間以上の勤務）
 - ア 保育所
 - イ 「幼稚園」のうち次に掲げるもので、会長が認めるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - ウ 「認定こども園」のうち、会長が認めるもの
 - エ 「地域型保育事業」のうち、会長が認めるもの
 - オ 「病児保育事業」であって、届出を行ったもののうち、会長が認めるもの
 - カ 「一時預かり事業」であって、届出を行ったもののうち、会長が認めるもの
 - キ 「企業主導型保育事業」のうち、会長が認めるもの



2.貸与について

貸与額 （保育料の半額） 月額27,000円以内

貸与期間 未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間（上限1年間）

3.返還免除について

県内の保育所等において、2年間児童の保護等に従事した場合

C

保育補助者雇上費貸与

1.貸与対象者

保育士の労働環境改善に取り組んでおり、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇い上げをする、下記のいずれかの条件に該当する施設又は事業者

- (1) 新たに週20時間以上勤務の保育補助者の雇い上げを行う県内の以下の施設又は事業者
 - ア 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く）
 - イ 小規模保育事業を行う者
 - ウ 事業所内保育事業を行う者のうち、会長が認める者
 - エ 企業主導型保育事業を行うもののうち、会長が認める者
- (2) 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記（1）のAからエの施設又は事業者であって、会長が適当と認める者



2.貸与について

貸与額 年額2,953,000円以内

貸与期間 保育補助者が保育所等に勤務する期間（上限3年間）

3.返還免除について

県内の保育所等において、保育補助者が貸与期間中に保育の補助等に従事し、保育士資格を取得した場合又は貸与終了後1年の間に取得が見込まれる場合